

審議会等の会議結果報告書

【担当課】 総務課

会議の名称	茅野市情報公開・個人情報保護審査会		
開催日時	令和元年7月23日(火) 午後1時30分～2時30分		
開催場所	茅野市役所議会棟第3委員会室		
出席者	<p>【審査会】牛山浩一委員(会長)、田村満理委員(職務代理者)、早出由男委員、木村正弘委員</p> <p>【事務局】伊藤総務部長、土橋総務課長、小池総務課行政係長、大橋総務課行政係主査、小泉総務課行政係主査、両角地域戦略課情報政策係長、高澤地域戦略課情報政策係チーフ</p>		
欠席者	守屋正光委員		
公開・非公開の別	公開・ <u>一部非公開</u>	非公開	傍聴者の数
			-
議題及び会議結果			
発言者	協議内容・発言内容(概要)		
土橋総務課長	<p>1 開会</p> <p>委員の皆様、お忙しいところ、ご出席をいただき、大変ありがとうございます。</p> <p>私、本日の会議の進行を務めさせていただきます総務課長の土橋です。</p> <p>最初に、ご報告させていただきますが、守屋委員さんであります。本日、所用のため、欠席させていただきますという連絡を受けておりますので、ご報告させていただきます。</p> <p>それでは、ただいまから、茅野市情報公開・個人情報保護審査会を開会いたしますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>2 委嘱書交付</p> <p>今井市長から各委員に委嘱書が交付される。</p>		
今井市長	<p>3 市長挨拶</p> <p>委員の皆様には大変お忙しいところ情報公開・個人情報保護審査会にご出席をいただきましてありがとうございます。</p> <p>ただいま2年間の任期の委嘱をさせていただきました。</p> <p>お忙しい中ですが、それぞれの立場からご意見、ご提言を頂ければと思います。</p> <p>茅野市には、茅野市情報公開条例、また、茅野市個人情報保護条例がございます。</p> <p>情報公開条例は、市の保有する情報を広く市民の皆様に公開し、権利を保障することにより、市の説明責任を果たすとともに、市政に対する市民の理解と信頼を深め、市政への市民参加を一層促進し、もって公正で開かれた市政の推進に寄与することを目的としております。</p> <p>一方、個人情報保護条例は、個人情報の適正な取扱いをしていくことによって、市民の基本的人権の擁護と市政の適正かつ円滑な運営の確保に寄与することを目的としております。</p> <p>市におきましては、情報管理にしっかりと取り組んでいるところでござ</p>		

	<p>いますけれども、さらに強固なものにするために委員の皆様にはそれぞれのお立場から、お力添えをお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。</p> <p>本日はよろしく願いいたします。</p>
今井市長	<p>4 委員・事務局自己紹介</p> <p>委員及び事務局職員が自己紹介をする。</p>
今井市長	<p>5 会長及び職務代理者の選出について</p> <p>茅野市情報公開・個人情報保護審査会では、委員の互選により会長及び職務代理者を置くことになっております。委員さん方、ご意見はありますか。</p>
早出委員 今井市長	<p>会長に牛山委員を推薦します。</p> <p>ただいま、会長に牛山委員さんという提案がありましたが、よろしいでしょうか。</p>
	<p>～委員から「異議なし」の声あり～</p>
今井市長	<p>ありがとうございます。それでは、会長は、牛山委員さんということで決定いたします。職務代理者について、ご意見はありますか。</p>
早出委員 今井市長	<p>職務代理者に田村委員を推薦します。</p> <p>ただいま、職務代理者に田村委員という提案がありましたが、よろしいでしょうか。</p>
	<p>～委員から「異議なし」の声あり～</p>
今井市長	<p>ありがとうございます。それでは、会長に、牛山委員さん、職務代理者に田村委員さん、ということで決定いたしましたので、よろしく願いいたします。では、ここから議事進行を会長さんをお願いいたします。</p> <p>席を移動していただき、会長さん、職務代理者さんからご挨拶をいただいてからということで、よろしく願いいたします。</p> <p>ご協力ありがとうございました。</p> <p>(牛山会長、田村職務代理者が席を移動)</p>
牛山会長	<p>私は、今回初めての委員でして、この審査会のことは、分からないことが非常に多いですが、既に何期も務められている委員の方にご協力をいただきながら進めていきたいと思っております。よろしく願いします。</p>
田村職務代理者	<p>職務代理者を務めさせていただきます。皆様よろしく願いします。</p>
	<p>～市長所用により退席～</p>
牛山会長	<p>それでは、ここからは、会則に従い私が議事を進めさせていただきますので、ご協力をよろしく願いいたします。</p>

<p>牛山会長</p>	<p>6 案件 (1) 審議会等の会議の公開について 事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局（小泉）</p>	<p>案件に入る前に、今回新たに委員になられた方もいらっしゃいますので、本審査会の役割について簡単にご説明させていただきます。</p> <p>この審査会は、茅野市情報公開条例第14条の規定により設置された審査会になります。審査会の任務は、次のとおりです。</p> <p>(1) 情報公開請求や自己情報開示請求に関する決定に対して不服申立てがあったときの、当該不服申立てに対しての審議（情報公開条例第14条、個人情報保護条例第25条）</p> <p>(2) 個人情報保護条例の規定による、実施機関（市）からの諮問に対する答申（第6条（情報の収集）、第12条（目的外利用）、第13条（外部提供）、第14条（電子計算機の結合）、第16条（自己情報非開示）、第28条（事実の公表））</p> <p>(3) その他情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関する重要事項に関する審議等</p> <p>この審査会は、今回の案件にありますように、前年度の制度の運用状況を報告させていただくために、毎年最低1回は開催させていただいています。それ以外に、不服申立てがあったときや諮問すべき事項が生じたときには開催させていただくこととなりますので、よろしくお願いします。</p> <p>次に情報公開制度と個人情報保護制度について簡単に説明させていただきます。</p> <p>情報公開制度とは、</p> <p>住民が、行政機関の保有する情報の公開を求めることができる制度です。市等が保有する情報は、原則公開となりますが、個人情報等は非公開とすることができます。</p> <p>個人情報保護制度とは、</p> <p>個人情報が、みだりに収集されたり、開示されたりすることを防ぐとともに、自己の情報を開示する権利や自己の情報を訂正する権利などのいわゆる自己情報コントロール権を規定するものです。</p> <p>情報公開制度と個人情報保護制度は、同じ「情報」についての制度ですが、片方は情報を公開しようとし、片方は情報を保護しようとするといったように全く方向が異なる制度です。しかし、情報公開の際には個人情報は公開対象から除かれるなど、密接に関係している制度になります。そのため、2つの制度を合せて審議することが必要になることから、情報公開・個人情報保護審査会といった形でこの審査会を設置させていただいております。</p>
<p>事務局（小池）</p>	<p>以上簡単に説明させていただきました。</p> <p>それでは、審議会等の会議の公開についてご説明させていただきます。</p> <p>本日、「審議会等の会議の公開について」という資料をお配りさせていただきましたので、ご覧ください。</p> <p>平成22年度から、審議会等の審議状況を市民に明らかにし透明性の向上</p>

を図るとともに、市政への理解と信頼を深め開かれた市政を実現するために、審議会等を公開しています。

公開については、資料の4枚目、別紙2にあります「審議会等を非公開とする基準」に該当する場合は、会議を非公開とすることができますが、それ以外の場合は原則公開となります。

簡単に審議会等を非公開とする基準についてご説明させていただきます。

まず「1」として、法令等の規定により会議を公開することができない場合です。

次に「2」として、茅野市情報公開条例第6条各号に掲げる情報に該当する事項の審議等を行う場合です。

具体的には、(1)として「法令の規定により明らかに公開することができない情報」。(2)として「個人に関する情報で、特定の個人が識別され、または識別され得るもの」。(3)として「法人その他の団体に関する情報等で公開することにより法人等に不利益を与えることが明らかであると認められるもの」。(4)として「国又は地方公共団体からの協議又は依頼に基づいて作成し、又は取得した情報で、公開することにより、国等との協力関係を著しく害するおそれがあるもの」。(5)として「市の内部等における審議、調査等に関する情報で、公開することにより当該審議、調査等の公正かつ円滑な実施に著しい支障を生ずるおそれのあるもの」。(6)として「市等の事務事業の性質上、公開することにより、当該事務事業の公正かつ円滑な実施に著しい支障を生ずるおそれのあるもの」。(7)として「人の生命、身体及び財産の保護等公共の安全の確保のため、公開しないことが必要と認められる情報」。

次に「3」として、会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じることが明らかに予想される場合です。

この茅野市情報公開・個人情報保護審査会についても、これまで何回か開催されてきましたが、案件によって公開になる場合と非公開になる場合があります。

例年、案件(3)の前年度の情報公開制度の運営状況及び個人情報保護制度の運営状況についての報告は、審議のなかで個人情報が出てくることから、会議を非公開としています。それ以外の案件については、個人情報が出てくるおそれがないことから、公開で問題ないと考えます。会議を公開とするかどうか、ご審議をお願いします。

牛山会長

ただいまの説明について質問や意見がありましたらお願いします。

(特に意見はなかった)

牛山会長

それでは、本日の会議は、案件(3)は、審議の中で個人情報が出てくることから非公開とし、それ以外の案件は公開するというのでいいでしょうか。

(特に異議はなかった)

牛山会長

それでは、案件(3)は非公開、それ以外の案件は公開ということで進めていきたいと思えます。

次に、案件(2)茅野市個人情報保護条例の一部改正について、事務局から説明をお願いします。

「茅野市個人情報保護条例の一部改正について」ですが、資料 1 枚目の諮問書をご覧ください。

茅野市個人情報保護条例を別紙のとおり改正することについて、茅野市情報公開条例第 14 条第 2 項の規定により、審議をお願いするものです。

内容につきまして、説明をさせていただきます。

改正の趣旨ですが、「開示しないことができる自己情報」に「未成年者及び成年被後見人」に係る自己情報に関する規定を加えるものです。

今回は、条例の改正ということになりますので、本日は承をいただいた場合には、市議会 9 月定例会に、資料 2 枚目の改正条例案の提案を行うこととなります。

では、資料 2 枚目の改正条例案と 3 枚目の新旧対照表をご覧ください。

改正内容ですが、

第 16 条中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号の次に次の 1 号「(5)前条第 2 項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わって開示請求をする場合であって、開示することにより、当該本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがあると認められるもの」を加えるものです。

なお、改正については、9 月定例会議決後の改正条例の公布の日から施行する予定です。

詳細について説明します。

茅野市個人情報保護条例においては、第 15 条第 1 項において、自己情報の開示請求権が何人にもあることを規定しており、同条第 2 項において、未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって開示請求ができる旨を規定しています。

一方で、同条例第 16 条においては、『市の機関は、「次の各号のいずれかに該当する自己情報については、開示しないことができる」』ものと規定しており、第 16 条第 1 号から第 5 号までに該当する自己情報については、開示しないこととしています。

さて、昨今大きな社会問題となっている児童虐待ですが、保護者から虐待の被害に遭っている児童本人の個人情報の取扱いについては、本人の保護の観点から慎重な判断が必要とされ、虐待を助長するおそれのある情報については、法定代理人であっても開示することが適当でない場合が想定されます。

現行規定において、これらの情報を開示しないこととする場合には、第 16 条第 1 号から第 4 号までに該当しない情報については、同条第 5 号に該当する情報として、個別の案件ごとに、この審査会の意見を聴いて判断を行う必要があります。

しかし、市としては、これらの問題に迅速かつ適切に対応するために、このような事案に関する個人情報については、積極的な保護を図る必要があると考えており、これらの情報について、開示しないことができる情報として条例に規定し、事案があった場合には、審査会に諮ることなく、直ちに開示しないことができるようにしようとするものです。

なお、今回の改正では、未成年者だけではなく、成年被後見人についても併せて明記を行い、後見制度を利用している方の個人情報の保護につい

	<p>でも同様に取り扱いたいと考えています。 説明は、以上です。</p>
牛山会長	<p>ただいまの説明に対しまして、質問やご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(特に意見はなかった)</p> <p>それでは、「茅野市個人情報保護条例の一部改正について」は、当審査会としては、適当であるとして答申するというところでよろしいでしょうか。 (特に異議はなかった)</p>
牛山会長	<p>それでは、適当であるとして答申するというで決定いたします。 次に、案件(3)平成30年度の情報公開制度の運営状況及び個人情報保護制度の運営状況について、事務局から説明をお願いします。</p> <p>【案件(3)は茅野市情報公開条例第6条第2号(個人に関する情報)及び第3号(法人等の情報)に該当するため、非公開とします。】</p>
牛山会長	<p>次に、案件(4)平成30年度に実施した外部機関とのネットワーク結合事案について、事務局の地域戦略課が入室しますので、しばらくお待ちください。</p> <p>地域戦略課 入室</p>
牛山会長 事務局(両角)	<p>では、案件(4)平成30年度に実施した外部機関とのネットワーク結合事案について、事務局から説明をお願いします。</p> <p>「茅野市個人情報保護条例」第14条(電子計算機の結合の制限)に抵触する外部機関とのネットワーク結合について平成30年度に2件の事例があり、「茅野市個人情報保護条例」第14条で規定する電子計算機の結合の制限に関する事項の茅野市情報公開・個人情報保護審査会付議基準」第2条1項に則り、結合を実施したことをご報告いたします。</p> <p>1 生活保護版レセプト管理システムのネットワーク結合方法の変更について</p> <p>①電子計算機のネットワーク結合方法変更の経緯</p> <p>「生活保護等版レセプト管理システム」については、平成23年4月から、社会保険診療報酬支払基金と専用回線でネットワーク結合され、レセプトデータの送受信処理を実施しておりました。</p> <p>これは「茅野市個人情報保護条例」第14条(電子計算機の結合の制限)の規定対象に該当するため、平成22年7月開催の当審査会において結合事例として報告を行った経緯があります。</p> <p>このたび、社会保険診療報酬支払基金と本市システムとの専用線による結合から、システム開発事業者のASPサービスにより提供されたデータセンターにより、LGWAN回線を通してレセプトデータの送受信処理を実施する形態に変更することとなりました。</p>

当市では、この結合の変更のセキュリティ上の安全性について検討しました。対象となる結合先は、LGWAN-ASP として、総務省の外郭団体である地方公共団体情報システム機構による審査及び登録を受けております。

また、通信は LGWAN を使用する結合であり、LGWAN 回線は全国一律の仕組みで、情報の暗号化・不正アクセス検知など安全性の確保と同時に、回線冗長化など信頼性の確保も図られ、全国すべての地方自治体が結合して利用し、その安全性は国が担保していることから、安全性に問題はないと判断し、結合方法を変更することにしました。

なお、結合先は民間事業者のクラウドサーバーとなりますが、前述のとおり LGWAN-ASP として、総務省の外郭団体である地方公共団体情報システム機構による審査及び登録を受けていることから、「茅野市個人情報保護条例第 14 条で規定する電子計算機の結合の制限に関する事項の茅野市情報公開・個人情報保護審査会付議基準」第 2 条 1 項による国、県、諏訪広域連合等の公共団体が所管するシステムに該当するものと判断しました。

③結合方法変更時期

平成 30 年 5 月

2 コンビニエンスストア等における証明書等の自動交付システムにおける各機関との外部結合について（新規結合）

①電子計算機のネットワーク結合の経緯

コンビニエンスストア等における証明書等の自動交付システム（以下、「コンビニ交付システム」という。）は、国の外郭団体である地方公共団体情報システム機構が総務省から委託を受けて管理運営するシステムで、コンビニエンスストアのキオスク端末を使用して、住民票の写し・印鑑登録証明書等の証明書を交付するもので、本人確認にはマイナンバーカードが用いられます。

総務省において各自治体での導入を推進しており、諏訪広域 6 市町村では、諏訪市において平成 26 年度に先行して導入していましたが、このたび、他の 5 市町村においても、住民の利便性向上のために共同で導入をすることとなりました。

コンビニ交付システムは、諏訪広域総合情報センタに証明書発行サーバが置かれ、さらにその先の外部機関と通信回線で結び、全国のコンビニ等で証明書発行を可能にするため、茅野市で作成した証明書のイメージデータが送られます。

当市では、この結合のセキュリティ上の安全性について検討しました。まず、コンビニ交付システムが置かれている諏訪広域総合情報センタは、従前より諏訪広域 6 市町村の茅野市住民行政システムの管理運用を委託された団体であり、問題はありません。

諏訪広域総合情報センタから、今回の対象となる結合先は、総務省の外郭団体である地方公共団体情報システム機構が管理する「証明書交付センター」であり、かつ、総合行政ネットワーク（LGWAN）を利用した結合です。

結合先との間で利用する LGWAN 回線は全国一律の仕組みで、情報の暗号化・不正アクセス検知など安全性の確保と同時に、回線冗長化など信頼性

	<p>の確保も図られており、その安全性は基準を満たしています。</p> <p>さらに「証明書交付センター」の先は、コンビニ事業者等と専用回線が結ばれ、データの授受が行われますが、その管理は地方公共団体情報システム機構が担保しており、すでに全国の地方公共団体が利用している仕組みです。以上により、安全性に問題はないと判断し、ネットワーク結合を実施しました。</p> <p>③結合開始時期 平成 31 年 3 月</p>
牛山会長	<p>LGWAN 等難しい言葉が出ていました。</p> <p>先日、印鑑証明書をコンビニで取ったが、非常に便利でした。</p> <p>ただいまの説明に対しまして、質問やご意見がありましたらお願いいたします。</p>
木村委員	<p>コンビニで証明書を取るには、マイナンバーカードがないと取れないということでしょうか。</p>
事務局（両角）	<p>そのとおりです。</p>
牛山会長	<p>他に意見はありますか。</p> <p>（特に意見はなかった。）</p> <p>それでは、案件(4)につきましては、報告を受けたということによろしいでしょうか。</p> <p>（特に異議はなかった）</p>
牛山会長	<p>次に、案件(5)その他でございますが、何かありますか。</p> <p>（その他は特になかった）</p>
牛山会長	<p>それでは予定していた案件は全て終了しましたので、以上で本日の審査会を閉会させていただきます。ご協力ありがとうございました。</p>